

②令和8年度十和田市結婚新生活支援事業補助金

新婚世帯の経済的負担を軽減するため、婚姻に伴う新生活に係る費用の一部を補助します。

1. 補助金額

補助対象経費	補助金額 (上限)	
・住宅取得費用（建物の建築・購入費） ・住宅のリフォーム費用（修繕、増築、改築、設備更新等） ・住宅賃借費用※1（賃料、共益費、敷金、礼金、仲介手数料） ・引越し費用※2（引越業者又は運送業者へ依頼した実費分）	夫婦ともに 29歳以下の世帯	60万円
	上記以外で 夫婦ともに 39歳以下の世帯	30万円

※1 就業先等から支給される住宅手当を差し引いた後の金額を対象経費とします

※2 就業先から引越費用の助成を受けている場合は対象外となります

2. 補助要件

- ① **新婚世帯**（令和7年1月1日から令和8年2月28日の間に婚姻届が受理された世帯で、夫婦ともに申請日において本市に住所を有している世帯）であること
- ② **夫婦共に婚姻日における年齢が39歳以下かつ世帯所得500万円未満**であること
【世帯所得】直近の所得証明書により夫婦の所得を合算します
・貸与型奨学金を返済中 … 世帯所得から奨学金の年間返済額を控除します
- ③ ライフデザイン講座やプレコンセプションケア講座等を受講すること
- ④ 対象となる住宅が十和田市内にあること
- ⑤ 夫婦の双方又は一方が、過去に十和田市結婚新生活支援事業による補助金又は他自治体において同様の補助金の交付を受けていないこと
- ⑥ 夫婦ともに市区町村税に滞納がないこと
- ⑦ 十和田市暴力団排除条例に規定する暴力団員でないこと

4. 注意事項

- ・ **申請期限は、令和9年3月10日までです**
- ・ **詳細はシティプロモーション課へお問い合わせください**
- ・ 予算の範囲内で受付順に交付の可否を決定しますので、お早めにご相談ください
- ・ 偽り、その他不正な手段により補助金の交付を受けたときや要件を満たさなくなった場合などは、補助金の交付の取り消しや補助金の返還を命じる場合があります



【お問い合わせ】

十和田市 みらい戦略部シティプロモーション課 TEL : 0176-51-6712

交付要綱や提出書類はホームページに掲載していますので、あわせてご確認ください

